

夏の貯めトク

キャンペーン期間

平成29年

6/1(木)～

8/31(木)

2017 キャンペーン

ご利用いただける方

当JAの組合員の方で、JAカードをお持ちの個人の方に限ります(新規加入を含みます)。

お預け入れ対象

新たな資金に限ります。



スーパー定期貯金

- 20万円以上1,000万円未満(新規資金に限ります)
- 預入期間:1年(自動継続に限ります)

期間
1年

年 0.2%

(適用金利 年0.200%) (税引後金利 年0.159%)

大口定期貯金

- 1,000万円以上(新規資金に限ります)
- 預入期間:1年(自動継続に限ります)

期間
1年

年 0.3%

(適用金利 年0.300%) (税引後金利 年0.239%)

※JAカードは当JAで申し込まれた方に限ります。※本貯金申込日の1ヶ月前の応当日以内に口座に振り込まれた資金は新規資金とみなします。
 ※原則として期限前解約はできません。やむを得ず期限前解約をする場合は、定期預入時点の店頭金利にもどし当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
 ※取り扱い期間中に総額40億円に達した場合は、取り扱いを終了させていただきます。

さらに! 先着で

ちよリスグッズ いずれか1点プレゼント!!



LOFT×CHORIS
フロストポーチ

©ちよリス



TOKYU HANDS×CHORIS
クーラーバッグ

©ちよリス

※プレゼントはお一人様1点(1回限り)とさせていただきます。商品は充分にご用意しておりますが、数量に限りがありますので、無くなり次第終了とさせていただきます。

JAうつのみや

市外局番 028

中央支所 TEL 633-3467 南部支所 TEL 656-1020 豊郷支所 TEL 624-8011 上河内支所 TEL 674-3333 南河内支所 TEL 48-2211
 宝木出張所 TEL 622-6111 城山支所 TEL 652-0711 清原支所 TEL 667-0151 河内支所 TEL 673-3135 上三川支所 TEL 55-1510
 平石支所 TEL 661-4311 北部支所 TEL 665-0003 姿川支所 TEL 658-6881

市外局番 0285

■お近くの店舗をご利用ください。

※詳しくは、JAの窓口、またはJAうつのみやホームページでご確認ください

<http://www.jau.or.jp>

商品概要説明書

J A うつのみや 夏の貯めトクキャンペーン2017

(平成29年6月1日～29年8月31日適用)

商品名	・ a.スーパー定期貯金《単利型》 ・ b.大口定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人のみ
期間	・ 定型方式 a. スーパー定期貯金《単利型》 1年 b. 大口定期貯金 1年 『a・bとも自動継続に限ります。』
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 a. スーパー定期貯金《単利型》 20万円以上～1,000万円未満 b. 大口定期貯金 1,000万円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後は自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・ a. スーパー定期貯金《単利型》はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	『a.スーパー定期貯金《単利型》』 ・ 満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利息によって計算します。 『b.大口定期貯金』 ・ 満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算出により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のいずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

	<ul style="list-style-type: none"> 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済みの利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 {全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。} と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支所または総合企画課 (電話 : 028-625-3381) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J A バンク相談所 (電話 : 028-616-8555) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A うつのみや